

団信加入希望	有・無
--------	-----

生活資金貸付申込書

会員氏名		所属名		貸付区分	新規借換
職員コード		所属コード			
借受申込額	円	希望する償還回数		回	
申込事由 (具体的に)					
給料の月額	給料表 級 号給 (号俸) 円 給料月額 × 3/10 = _____ 給料月額 × 6/10 = _____ ※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付けできません。				
現在の借受状況	借受先	件数	借受額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互助会		万円	円	円
	共済組合		万円	円	円
	厚生財団		万円	円	円
	その他		万円	円	円
	計		万円	円	円
一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受たいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 借受人 (自筆) 氏名 (印) </div> 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 所属所在地 〒 _____ TEL _____ </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px; margin-top: 20px;"> 所属名 _____ 所属長職氏名 _____ (印) </div>					

注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるとき若しくは、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるとき又は、休職、休業等による無給者の場合は、新たな貸付はできません。

2 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。

事務局受付印

※ 互助会記入欄			
決定金額 (円)			
毎月償還額			
貸付番号			

生活資金について

貸付事由	<p>会員が、臨時に資金を必要とするとき。</p> <p>「臨時に資金を必要とするとき」とは、一時的な支払の必要が生じたときを指し、経常的な支出（生活費等）や他の債務の返済に充てることは、貸付の対象となりません。</p>
貸付額	10万円単位とし、200万円以内
利率	年利1.31%
返済回数	50回以内
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付時期	1日～15日受付…翌月10日送金
	16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類	生活資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「生活資金貸付申込書（貸付第1号様式）」を提出して行います。
添付書類	<input type="checkbox"/> 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ※ 他の添付書類は不要です。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 （一財）新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて